

＊北海道公報

目次

ページ

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリン(株)

道選挙管理委員会告示

- 留萌海区漁業調整委員会委員の補欠選挙の期日
- 留萌海区漁業調整委員会委員補欠選挙における繰上投票期日
- 留萌海区漁業調整委員会委員補欠選挙における開票区の内併
- 留萌海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長及びその職務代理者の氏名並び
- 留萌海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙会の日時及び場所
- 留萌海区漁業調整委員会委員補欠選挙告示
- 留萌海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長の職務を行う場所
- 留萌海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙立会人となるべき者のくつぎを行う日時及び場所
- 留萌海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙会の参観人数の制限

道選挙管理委員会告示

- 北海道選挙管理委員会告示第65号
漁業法(昭和24年法律第267号)第93条第2項の規定により、留萌海区漁業調整委員会委員の補欠選挙を、次のとおり行う。
平成13年5月28日
北海道選挙管理委員会委員長 高橋康之
- 1 選挙期日 平成13年6月6日
- 2 選挙すべき委員の数 1人

北海道選挙管理委員会告示第66号

平成13年6月6日執行の留萌海区漁業調整委員会委員補欠選挙について、漁業法(昭和24年法律第267号)第94条において準用する公職選挙法(昭和25年法律第100号)第56条の規定により、一般の投票期日によらない投票区及びその投票区の投票期日を次のとおり定める。
平成13年5月28日
北海道選挙管理委員会委員長 高橋康之

市区町村名	投票区名	投票期日
羽幌町	第2投票区	平成13年6月4日
同	第3投票区	同
同	第4投票区	同
同	第5投票区	同

北海道選挙管理委員会告示第67号

漁業法第94条(昭和24年法律第267号)において準用する公職選挙法(昭和25年法律第100号)第18条第2項の規定により、次のとおり開票区を設ける。
平成13年5月28日
北海道選挙管理委員会委員長 高橋康之

市区町村名	開票区	開票区の区域
幌延町	幌延町・天塩町	幌延町及び天塩町
天塩町		

北海道選挙管理委員会告示第68号

平成13年6月6日執行の留萌海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長及びその職務代理者を、次のとおり選任した。
平成13年5月28日
北海道選挙管理委員会委員長 高橋康之

選挙所	氏名	左の職務	代理者氏名
留萌市明元町4丁目2番地	吉田隆	留萌市瀬越町28番地	横濱競

北海道選挙管理委員会告示第69号

平成13年6月6日執行の留萌海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。
平成13年5月28日
北海道選挙管理委員会委員長 高橋康之

- 1 選挙会の日時 平成13年6月7日 午後3時
- 2 選挙会の場所 留萌市住之江町2丁目1番地2

北海道留萌合同庁舎 4階会議室

**留萌海区漁業調整委員会
委員補欠選挙長告示**

留萌海区漁業調整委員会委員補欠選挙長告示第1号

平成13年6月6日執行の留萌海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成13年5月28日

留萌海区漁業調整委員会委員補欠選挙長 吉田 隆

職務を行う場所

留萌市住之江町2丁目1番地2

北海道留萌合同庁舎2階 北海道留萌支庁地域政策部振興課

ただし、平成13年5月28日については、北海道留萌合同庁舎2階講堂とする。

留萌海区漁業調整委員会委員補欠選挙長告示第2号

平成13年6月6日執行の留萌海区漁業調整委員会委員補欠選挙における漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成13年5月28日

留萌海区漁業調整委員会委員補欠選挙長 吉田 隆

1 くじを行う日時 平成13年6月4日 午前10時

2 くじを行う場所 留萌市住之江町2丁目1番地2

北海道留萌合同庁舎1階102号会議室

留萌海区漁業調整委員会委員補欠選挙長告示第3号

平成13年6月6日執行の留萌海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙会の参観人は、到着の順により、10人に限って入場させる。

平成13年5月28日

留萌海区漁業調整委員会委員補欠選挙長 吉田 隆